

大和市告示第51号

大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱及び大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱及び大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第1条 大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(令和8年大和市告示第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の改正規定中「5,000円」を「7,500円」に改める。

(大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱(平成30年大和市告示第198号)の一部を次のように改正する。

第5条中「添付して、」の次に「補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに」を加える。

附 則

この要綱中、第1条の規定は公表の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。